明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第八十一条の二十一第二項中「、令第三百四十三条第四項」を「、令第三百四十三条第五項」に改め、同項第一号中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改め、同項第二号中「名称又は」を「名称（前条第一項において準用する第八十一条の六第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）、」に改め、「受けた旨」の下に「又は令第三百四十三条第四項の規定による確認をした旨」を加え、同条第三項中「掲げるいずれかの書類」を「定める書類のいずれか」に、「送信して」を「送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けて」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改める。

第八十一条の二十二第一項中「確認等」の下に「又は第三百四十三条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、「同条第二項」を「令第三百四十四条第二項」に改め、「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を削り、「掲げる」を「定める」に、「又は当該」を「、当該」に改め、「受けた旨」の下に「（当該告知をした者が第八十一条の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）において準用する第八十一条の六第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及び当該告知の際に提示された令第三百四十三条第二項において準用する令第三百三十七条第二項第二号に定める書類の名称）又は令第三百四十三条第四項の規定による確認をした旨」を加え、「当該確認した」を「令第三百四十四条第一項又は第三百四十三条第四項の規定による確認をした」に改め、同条第二項中「第三百四十三条第五項」に改める。

第八十一条の二十五第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは」を「あるのは」に、「の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項」を「において準用する令第三百四十二条第四項」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百四十五条第五項において準用する第三百四十二条第四項」と、同条第五項中「同項から同条第三項まで」とあるのは「令第三百四十五条第三項」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十七中「同条第六項において準用する」を「同条第六項の規定により読み替えられた」に、「と、同条第二項」を「と、「第八十一条の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「当該告知の際に提示された」とあるのは「当該告知の際に提示された令第三百四十五条第六項の規定により読み替えられた」と、「令第三百四十三条第四項」とあるのは「令第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百四十四条第一項又は」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十四条第一項又は」と、「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改める。

第八十一条の二十九第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは」を「あるのは」に、「の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項」を「において準用する令第三百四十二条第四項」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十六中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に、「において準用する令第三百四十三条第二項」と、同条第三項」を「の規定により読み替えられた令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十七中「同条第六項において準用する」を「同条第六項の規定により読み替えられた」に、「と、同条第二項」を「と、「第八十一条の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「当該告知の際に提示された」とあるのは「当該告知の際に提示された令第三百四十五条第六項の規定により読み替えられた」と、「令第三百四十三条第四項」とあるのは「令第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百四十四条第一項又は」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十四条第一項又は」と、「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改める。

第八十一条の二十九第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは」を「あるのは」に、「の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項」を「において準用する令第三百四十二条第四項」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十六中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に、「において準用する令第三百四十三条第二項」と、同条第三項」を「の規定により読み替えられた令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」を「の規定により読み替えられた令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十七中「同条第六項において準用する」を「同条第六項の規定により読み替えられた」に、「と、同条第二項」を「と、「第八十一条の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「当該告知の際に提示された」とあるのは「当該告知の際に提示された令第三百四十五条第六項の規定により読み替えられた」と、「令第三百四十三条第四項」とあるのは「令第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百四十四条第一項又は」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十四条第一項又は」と、「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改める。

第八十一条の二十九第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは」を「あるのは」に、「の規定により読み替えられた令第三百四十二条第四項」を「において準用する令第三百四十二条第四項」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等）」と、「第三百四十三条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する令第三百四十三条第四項」と、同条第三項」に、「「書類」を「いずれか」に改める。

第八十一条の二十六中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に、「において準用する令第三百四十三条第二